

## 【韓国】 航空券連帯税に係る条項の有効期限の延長

海外立法情報課・藤原 夏人

\* 2012年8月13日、「韓国国際協力団法一部改正法律」が公布され施行された。法改正により、航空券連帯税を定める条項の有効期限が5年間延長され、2017年9月29日までとなった。

### 1 航空券連帯税の導入

航空券連帯税は国際連帯税の一種とされ、国際線の航空券に一定額が課される税である。その税収は貧困問題、環境問題等の解決に役立てるために使われる。すでにフランスが2006年から他に先がけて導入していたが、韓国においても、2007年3月の韓国国際協力団法の改正により、同年9月から「国際貧困退治寄与金」（航空券連帯税の韓国での名称。以下「寄与金」）が2012年9月29日までの5年間に限って導入された。国内空港からの出国時に、1人当たり千ウォン（1円=13ウォンとして約77円）が徴収される（トランジット客等を除く）。寄与金収入は、年間約150億ウォンであり、アフリカの最貧国の援助に使われる。韓国における寄与金制度導入の背景には、2000年に国連が設定した「ミレニアム開発目標」（MDGs）がある。寄与金制度には、経済規模の割に少ないといわれる韓国のODA予算を補完する役割が期待されている。

### 2 延長に向けた議論

寄与金制度の廃止期限が迫る中、2011年中頃から、寄与金制度の有効期限の延長又は恒久化のため、5年延長案（表の①）、恒久化案（表の②）、3年延長案（表の③）の3法案（いずれも議員立法）が国会に発議された。3法案は、米韓FTA等、他の懸案事項の陰に隠れて関心が薄く、国会審議が停滞していたが、2012年2月6日、外交通商統一委員会において審査が開始された。国会審議では、援助の趣旨には理解が示されたが、国際線利用者が寄与金を負担する理由が不明瞭な点及び寄与金が国の歳入に含まれず国会の統制を受けない点が問題とされた。さらなる審議が必要とされたが、2012年4月の第19代国会議員総選挙を控えて審議を継続することができず、同年5月の第18代国会（2008.5～2012.5）の任期満了に伴い、3法案とも廃案となった。

第19代国会（2012.5～2016.5）の任期開始から間もない2012年6月28日、3法案のうち、5年延長案を発議していた野党民主統合党の姜昌一（カン・チャンイル）議員が、再び寄与金制度の5年延長案を盛り込んだ改正法案（表の④）を国会に発議した。同法案には、前回、同議員が発議した法案と同様の5年延長案に加え、最大徴収額1万ウォンの範囲内で座席の等級別に額を定める条項が盛り込まれた。

同法案は7月27日、外交通商統一委員会において審査されたが、以前と同様の問題点が指摘された。また、新しく盛り込まれた座席等級別寄与金についても、貧困の撲滅に対する責任が座席等級に対応すると考えることはできないと指摘された。理解を

示す一部の委員からは、これまでの寄与金総額の40%は外国人客が支払っており、ファーストクラス及びビジネスクラスに搭乗する外国人にも多く負担してもらえるとする意見も出たが、更に議論を深める必要があるとの結論に達した。最終的に座席等級別寄与金に関する条項を削除し、寄与金の管理・運用等について国会への報告義務を課す条項を追加するための修正案（表の⑤）が8月1日に本会議で可決された。

なお、国会審議の過程において、与党セヌリ党の安鴻俊（アン・ホンジュン）外交通商統一委員会委員長は、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長から姜昌熙（カン・チャンヒ）国会議長宛てに、寄与金に関する協力要請があったことを明らかにした。

表 寄与金制度の有効期限延長のために国会に発議された韓国国際協力団法改正法案

法案又は修正案（すべて議員立法）	延長期間	座席等級別の額	国会への報告
①2011年6月8日発議	5年	なし	なし
②2011年6月28日発議	恒久化	なし	あり
③2011年7月13日発議	3年	なし	なし
④2012年6月28日発議	5年	最大1万ウォン	なし
⑤可決された修正案	5年	削除	ありに修正

（出典）各法案の内容を基に筆者作成。

### 3 改正法の概要

#### ・寄与金制度の有効期限の延長（附則第2条及び2007年改正法の附則第2条）

寄与金制度の有効期限が5年間延長され、2017年9月29日までとなった。

#### ・国会への報告義務（第18条の3）

外交通商部長官に対し、毎年定期会（常会に相当）前に、寄与金の管理、運営等に関する寄与金運用審議委員会の審議結果を国会に報告することが義務付けられた。

### 4 今後の展望

今回の法改正は、米韓FTA、国会議員総選挙その他の政治日程のため、十分な国会審議ができない中、当面、寄与金制度の有効期限を延長させるための一時しのぎの性格の強い法改正であり、座席等級別寄与金の導入に関する議論も先送りされた。寄与金制度の活用には積極的な外交通商部と、消極的な企画財政部の意見対立がある上、国会審議においても別の財源に転換すべきとの意見が出されていた。次の期限となる2017年9月までに、再延長、恒久化又は廃止のいずれかの選択を迫られる。

参考文献（インターネット情報は2012年12月17日現在である。）

- ・「한국국제협력단법 일부개정법률안」(韓国国際協力団法一部改正法律案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_M1B2D0P6O2S8L1O7F1Y9X4U6P9T5S3](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_M1B2D0P6O2S8L1O7F1Y9X4U6P9T5S3)>
- ・「한국국제협력단법 일부개정법률안」(韓国国際協力団法一部改正法律案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Z1R1F0A6M0K8Y1C4U5M5R1F4A4W3Q5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z1R1F0A6M0K8Y1C4U5M5R1F4A4W3Q5)>